

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊奈町は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取り扱うにあたり、その取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に与える影響を認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

埼玉県伊奈町長

## 公表日

令和3年9月28日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、 介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※「④保険者事務共同処理」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。  情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー  伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)
2. 特定個人情報ファイル名	
介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法) 第9条第1項、別表第一の68の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号) 第50条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	①情報照会の根拠 番号法第19条8号、別表第二の93、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号) 第46条、第47条 ②情報提供の根拠 番号法第19条8号、別表第二の第2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊奈町役場 福祉課 電話番号 048-721-2111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ <input type="checkbox"/> ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ <input type="checkbox"/> ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(入手) [ <input type="checkbox"/> ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ <input type="checkbox"/> ] 自己点検 [ <input type="checkbox"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月26日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 清水 彰	福祉課長	事後	様式改正に伴う修正
令和1年6月26日	II しいき値評価判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数は何人か いつ時点の計数か	1000人以上1万人未満 平成27年6月1日現在	1万人以上10万人未満 平成31年4月1日現在	事後	時点修正及び対象人数の修正
令和1年6月26日	II しいき値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年6月1日現在	平成31年4月1日現在	事後	時点修正
令和1年6月26日	IV リスク対策	なし	項目を追加	事後	様式改正に伴う項目追加
令和2年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
令和2年11月21日	II しいき値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年11月21日	II しいき値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	時点修正
令和2年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課・徴収・滞納整理等、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①申請書や届出書に関する確認 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定に必要な要件の情報照会及び関係機関への通知 ③保険料賦課における特別徴収対象者の確認 ④被保険者の資格記録の管理 ⑤被保険者の受給資格及び給付実績の管理 ⑥保険料の徴収及びそれに伴う給付制限に係る管理 ⑦収納状況の照会 ⑧滞納者の実態調査照会文書の回答依頼 ⑨納付書等の返戻	介護保険法等の規定に則り、介護保険の被保険者資格、保険料賦課、受給者台帳、給付実績の管理を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 ①介護保険届出書、介護保険被保険者証等交付申請書、要介護認定申請書等に関する事務 ②保険料賦課の算定や各種給付の所得区分の判定等に関する事務 ③要介護認定申請書等の届出に関する事務 ④保険者事務共同処理 ※④保険者事務共同処理について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委任して事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたっては、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。 情報提供に必要な特定個人情報を副本として中間サーバーに登録し、情報提供ネットワークシステムに接続して特定個人情報の照会と提供を行う。	事後	記載内容の一部修正
令和2年11月21日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	介護保険システム 特別徴収管理システム 収納消込システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	介護保険システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 伝送通信ソフト(国保連合会が介護保険審査支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で保険者(市区町村)と国保連合会等の間で、データの送受信を行うシステム)	事後	記載内容の一部修正
令和2年11月21日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 納付情報ファイル 滞納者情報ファイル 宛名情報ファイル	介護資格ファイル 介護保険料賦課ファイル 介護受給者台帳ファイル 介護給付実績ファイル 介護特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル	事後	記載内容の一部修正
令和2年11月21日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	番号法第9条第1項及び別表第1の68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令第50条	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成二十五年五月三十一日法律第二十七号)(以下、番号法)第9条第1項、別表第一の68の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成二十六年九月十日内閣府・総務省令第五号)第50条	事後	記載内容の一部修正
令和2年11月21日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	①別表第2における情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第2の61の項、62の項、93の項、94の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第32条、33条、46条、47条 ②別表第2における情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第2の1の項、2の項、3の項、4の項、6の項、26の項、30の項、33の項、39の項、42の項、56の項、57の項、58の項、61の項、62の項、80の項、87の項、90の項、93の項、94の項、95の項、117の項 並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第19条、第25条、第30条、第31条、第32条、第33条、第43条、第44条、第46条、第47条	①情報照会の根拠 番号法第19条7号、別表第2の93、94の項並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報提供を定める命令(平成二十六年十二月十二日内閣府・総務省令第七号)(以下、内閣府・総務省令第七号)第46条、第47条 ②情報提供の根拠 番号法第19条7号、別表第2の2、3、5、6、8、11、17、22、26、33、39、42、43、56の2、58、61、62、80、81、87、94、97、108、109、120の項 並びに内閣府・総務省令第七号 第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22の2条、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3	事後	記載内容の一部修正
令和2年11月21日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	郵便番号 362-8517 埼玉県北足立郡伊奈町中央四丁目355番地 伊奈町役場 総務課 電話番号 048-721-2111	事後	請求先の住所変更
令和3年9月1日	II しいき値評価判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	II しいき値評価判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	時点修正
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条7号	番号法第19条8号	事後	法改正に伴う修正